

令和5年度

伊那市営霊園使用者公募要項

伊 那 市

1 募集霊園

名 称 伊那市営霊園
所 在 地 伊那市ますみヶ丘6984番地1
(市役所より市道荒井横山2号線を西へ車で15分)
区 画 数 11区画
区 画 面 積 6㎡(間口2m 奥行3m)
聖 地 位置は別紙のとおり
墓石の規格 洋式 横型、地表から1.1m以内
和式 縦型、地表から1.8m以内

	使用者公募聖地	墓石様式
1	第1号聖域第36号聖地	洋式
2	第3号聖域第10号聖地	洋式
3	第3号聖域第49号聖地	洋式
4	第4号聖域第10号聖地	洋式
5	第4号聖域第26号聖地	洋式
6	第7号聖域第6号聖地	和式
7	第7号聖域第27号聖地	和式
8	第8号聖域第10号聖地	和式
9	第8号聖域第26号聖地	和式
10	第8号聖域第34号聖地	和式
11	第10号聖域第3号聖地	洋式

2 申込資格及び条件

- (1) 伊那市に本籍又は住所を有する人。
本籍のみを有する人は、伊那市内に住所を有する人を聖地管理人と定めること。
- (2) 申込者及び同一世帯に、市税及び分担金、使用料その他に滞納がないこと。

3 聖地使用料、聖地管理料

1 区画当たり

	金額	納入時期
聖地使用料	290,000円	抽選決定後10月31日までに納入
聖地管理料	4,500円	毎年1回（5年分前納可）

4 募集日程（申込から許可まで）

申込書提出	<p>提出期間 令和5年9月15日(金)～9月29日(金) (土、日、祝日を除く、 午前8時30分から午後5時15分までの間)</p> <p>提出書類 ①霊園使用申込書 ②住民票の写し(本籍の記載があるもの)又は戸籍抄本等 ③申込者の住所、氏名を記載した官製はがき</p> <p>提出場所 伊那市役所 生活環境課 (郵送可:提出期間内の消印のあるもの)</p> <p>申込区画数 伊那市霊園条例第8条にかかわらず1世帯1区画</p>
-------	--



書類審査



抽選会	<p>抽選日 令和5年10月17日(火) 午前10時から</p> <p>抽選会場 伊那市役所1階 多目的ホール</p>
-----	---



申請 使用料納入	<p>霊園聖地使用許可申請書、納入通知書(聖地使用料、聖地管理料)を送付</p> <p>申請書提出期限 } 令和5年10月31日(火)</p> <p>納入期限 }</p>
-------------	---



許可証発行	納入確認後、許可証を発行
-------	--------------

5 抽選方法

抽選により聖地を決定するため、必ずしもご希望の聖地になるとは限りませんので御了承ください。

- (1) 申込書の書類審査の後、抽選会を開催します。
 - (2) 申込受付順に予備抽選（本抽選を行う順番を決定します）を行います。
 - (3) 予備抽選結果の番号順に本抽選を行い、本抽選結果の番号順に聖地を決めていただきます。この抽選により使用者及び補欠者を決定します。
- ※ 受付時間内にご来場されない方は、申し込みを辞退したものとみなします。
 - ※ 抽選会は代理出席も認めます。
 - ※ 補欠者は使用者が辞退した場合、補欠順位により繰上げ当選とします。
 - ※ 補欠順位の有効期限は令和5年11月16日（木）です。

6 墓地使用の手続き

抽選後、当選者宛に『霊園聖地使用許可申請書』、『霊園聖地管理人選定(変更)届(該当者のみ)』及び聖地使用料、聖地管理料の『納入通知書』を送付しますので、令和5年10月31日（火）までに伊那市役所生活環境課へ提出してください。

また、聖地使用料及び聖地管理料を指定金融機関へ納入してください。

聖地使用料、聖地管理料の入金が確認でき次第、『霊園聖地使用許可証』を発行します。お手元に『霊園聖地使用許可証』が届いた後、霊園を使用できます。

※ 期限内に提出・納入がない場合は、使用を辞退したものとみなし、補欠者を繰り上げ当選とします。

7 霊園利用上の注意点

次頁の『伊那市営霊園の使用について』を御覧ください。

8 お問い合わせ・提出先

〒396-8617

伊那市下新田 3050 番地

伊那市役所 市民生活部 生活環境課 環境衛生係

TEL0265-78-4111（内線：2213 2215）

伊那市営霊園の使用について

伊那市営霊園の使用については、伊那市霊園条例及び伊那市霊園条例施行規則に定められていますので、次に掲げる事項をご了解ください。

1 注意事項

1	聖地は、墳墓の造営及び碑石等の建設並びに焼骨の埋蔵その他の祭祀を行う以外の目的で使用することはできない。	条例第4条第1項
2	聖地に死体を埋葬することはできない。	条例第5条
3	聖地申請者は、聖地使用料（290,000円）を申請時に納入しなければならない。	条例第9条第2項
4	聖地使用者は、常に聖地内を清掃し、聖地内施設の損壊による危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理し、その他必要な処置を講じなければならない。	条例第12条第1項
5	聖地内施設は、定められた基準によること。	条例第12条第2項
6	聖地使用者は、本籍又は住所に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。	条例第12条第3項
7	聖地を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	条例第13条
8	聖地管理料（4,500円）を毎年度、当該年度の属する4月30日までに市長に納入しなければならない。	条例第10条第2項
9	聖地使用者は、聖地を使用しなくなったときは、速やかに市長に届け出るとともに、当該聖地を原形に復して返還しなければならない。	条例第16条
10	聖域内での営業行為は、行うことができない。	条例第35条

2 許可の取り消し

上記の注意事項に違反した場合は、聖地の使用許可を取り消すことがあります。

（条例第17条）

使用許可を取り消されたときは、直ちに聖地を原形に復して返還してください。

3 その他

聖地使用者が、次に掲げる期間に使用中止の届出をした場合に限り、それぞれ当該各号に定める割合を既納の聖地使用料に乗じて得た額を還付します。（条例第20条）

- (1) 許可を受けた日から1年以内 100分の80（232,000円）
- (2) 許可を受けた日から1年を超え2年以内 100分の60（174,000円）
- (3) 許可を受けた日から2年を超え5年以内 100分の40（116,000円）

霊園使用申込書

		年 月 日
伊那市長 様		
申込者（使用者）氏名		
使用者	住所	〒 アパート名等 世帯主（ ）電話番号（ ）
希望区画	1 区画	
添付書類	住民票（本籍の記載のあるもの）の写し 表に申込者の住所、氏名を記載した官製はがき	
同意書	私及び世帯員の市税及び分担金、使用料その他の収納台帳の閲覧について同意します。 氏名	

審 査 欄					
課 長	課長補佐	係 長	係	受 付 番 号	No.
				受 付 印	
結 果	適 ・ 不 適				